

別紙 1

- (1) 有形文化財「^{さるかわけきしよごじょうばんふたみけ}去川関所御定番二見家住宅」に係る県指定有形文化財の指定について

名 称 「去川関所御定番二見家住宅」
種 別 有形文化財
所有者 宮崎市長 戸敷 正
所在地 宮崎市高岡町内山 3 6 2 7 番地

二見家住宅は、江戸時代に去川関所御定番を勤めた二見氏の住宅である。「去川御仮屋」とも呼ばれており、藩主が高岡筋を通行する際には休憩所として使用されるなど、住居でありながら公的な機能も併せ持つ武家住宅であった。

旧薩摩藩領の九州南部に分布する分棟型の構造である。分棟型は、一般的には「オモテ」と「ナカエ」と呼ばれている居室棟と作業棟で構成されるが、二見家では公的な接客空間である座敷棟と、二見家の私的空間である居室棟に分かれている。そのため、一般的分棟型では「オモテ」にあるナカノマやナンドが居室棟に組み込まれているのが大きな特徴である。他にも、座敷棟の四部屋を鍵手に配置している点や、広い下屋を付けて居室棟の平面を拡大している点など、他の分棟型には見られない特徴を有する。

平成 19・20 年度に宮崎市によって復元修理工事が行われた。古文書により、建設年代は座敷棟が安政 2（1855）年、居室棟が明治 28（1895）年と判明している。

現在は、土日祝日を中心に一般公開されており、地元住民を中心とした「去川案内人」のメンバーがボランティアガイドとして活動している。

○指定基準（個別基準：県指定有形文化財の指定基準）

(7) 建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (イ) 学術的価値の高いもの
- (ロ) 流派的又は地方的特色において顕著なもの